

株 主 各 位

平成18年6月1日

京都市伏見区竹田鳥羽殿町6番地

京セラ株式会社

取締役社長 川 村 誠

第52期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第52期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら後記の参考書類をご検討のうえ、次のいずれかの方法により議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

【郵送による議決権の行使】

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご押印のうえ、平成18年6月22日（木曜日）までに到着するようご返送ください。

【インターネット（パソコンまたは携帯電話）による議決権の行使】

当社の株主名簿管理人が開設する議決権行使サイト（<http://daiko-sb.gcan.jp>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、賛否をご入力いただき、平成18年6月22日（木曜日）までに議決権をご行使ください。

なお、インターネットによる議決権の行使に際しましては、後記の「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」（13頁から15頁まで）を必ずご確認くださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成18年6月23日（金曜日）午前10時
2. 場 所 京都市伏見区竹田鳥羽殿町6番地

当社20階大ホール（末尾の「会場ご案内図」をご参照ください。）

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を、会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

3. 会議の目的事項

- 報告事項** 1. 第52期（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）営業報告書、連結貸借対照表及び連結損益計算書並びに貸借対照表及び損益計算書報告の件
2. 会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

- 決議事項** 第1号議案 第52期利益処分案承認の件
第2号議案 定款一部変更の件
議案の要領は、後記の「議決権の行使についての参考書類」（4頁から12頁まで）に記載のとおりであります。

（なお、招集通知に添付すべき計算書類及び監査報告書謄本並びに連結計算書類は、別添の「第52期報告書」（2頁から32頁まで）に記載のとおりであります。）

以 上

議決権の行使についての参考書類

1. 総株主の議決権の数 1,872,283個

2. 議案及び参考事項

第1号議案 第52期利益処分案承認の件

当社は、将来にわたり連結業績の向上を図ることが株主価値を高め、株主の皆様のご期待に応えることになると考えております。

このため、配当方針といたしましては、連結業績との連動性を高め、中長期の企業成長に必要な投資額などを考慮して、総合的な判断により配当金額をご提案することとしております。

この方針に沿って、当期の利益配当金は、前期と同額の1株当たり50円といたしたく存じます。これにより、中間配当金と合わせた年間の配当金は、前期に比べ1株当たり20円増配の100円となります。次に、安定的かつ持続的な企業成長のため、新事業・新市場の開拓、新技術の開発及び必要に応じた外部経営資源の獲得に備える内部留保資金を勘案し、別途積立金を500億円といたしたく存じます。

また、役員賞与金につきましては、期末時の取締役13名及び監査役5名に対し、前期に比べ800万円増額の6,800万円（うち監査役賞与金は180万円増額の630万円）を支給いたしました。

議案の内容は、次のとおりであります。

利 益 処 分 案

科 目	金 額
	円
当 期 未 処 分 利 益	69,245,309,695
任 意 積 立 金 取 崩 額	
特 別 償 却 準 備 金 取 崩 額	594,619,599
合 計	69,839,929,294
これを次のとおり処分します。	
利 益 配 当 金	9,386,662,500
(1株につき50円)	
役 員 賞 与 金	68,000,000
(うち監査役賞与金)	(6,300,000)
特 別 償 却 準 備 金	623,562,064
別 途 積 立 金	50,000,000,000
次 期 繰 越 利 益	9,761,704,730

(注) 平成17年12月5日に9,373,766,150円（1株につき50円）の中間配当を実施いたしました。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 「会社法」(平成17年法律第86号)及び「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。
 - ① 会社法第326条第2項の規定に従い、当会社に設置する機関を定めるため、変更案第4条(機関)を新設するものであります。
 - ② 会社法第214条の規定に従い、株券を発行する旨を定めるため、変更案第7条(株券の発行)を新設するものであります。
 - ③ 会社法第189条第2項の規定に従い、単元未満株主の権利を定めるため、変更案第10条(単元未満株式についての権利)を新設するものであります。
 - ④ 「会社法施行規則」(平成18年法務省令第12号)第94条及び第133条第3項並びに「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)第161条第4項及び第162条第4項の規定に従い、株主総会参考書類等のインターネット開示制度を採用するため、変更案第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。
 - ⑤ 会社法第310条第5項及び会社法施行規則第63条第5号の規定に従い、株主総会における代理人による議決権の行使について、代理権を証明する方法及び代理人の数を明確にするため、現行定款第16条(議決権の代理行使)を変更案第19条(議決権の代理行使)のとおり変更するものであります。
 - ⑥ 会社法第370条の規定に従い、必要が生じた場合に書面または電磁的方法により取締役会の決議を機動的に行うことができるよう、変更案第27条(取締役会の決議の省略)を新設するものであります。
 - ⑦ 会社法第427条第1項の規定に従い、社外監査役として優秀な人材を迎えるため、社外監査役との間で責任限定契約を締結できるよう、変更案第36条(社外監査役の責任免除)を新設するものであります。
 - ⑧ 上記のほか、会社法の文言に合わせた定款文言の変更、引用条文の変更など所要の変更を行うものであります。
- (2) 現行定款の規定を全般的に見直して、条文の整備及び字句の修正などを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p><新 設></p> <p>第4条 (公告の方法) 当社の公告は、<u>電子公告により行う。</u>ただし、<u>電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは</u>、日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p>第5条 (発行する株式の総数) 当社が発行する<u>株式の総数</u>は、600,000,000株とする。</p> <p><新 設></p> <p>第6条 (自己株式の取得) 当社は、<u>商法第211条の3第1項第2号の規定により</u>、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</p> <p>第7条 (1単元の株式の数および単元未満株券の不発行) 当社の<u>1単元の株式の数</u>は、100株とする。 2. 当社は、<u>1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)</u>に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについては、<u>この限りでない。</u></p> <p><新 設></p>	<p>第4条 (機関) 当社は、<u>株主総会および取締役のほか</u>、次の機関を置く。 (1) <u>取締役会</u> (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条 (公告方法) 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。</u>ただし、<u>事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は</u>、日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p>第6条 (発行可能株式総数) 当社の<u>発行可能株式総数</u>は、600,000,000株とする。</p> <p>第7条 (株券の発行) 当社は、<u>株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>第8条 (自己の株式の取得) 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により</u>、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</p> <p>第9条 (単元株式数および単元未満株券の不発行) 当社の<u>単元株式数</u>は、100株とする。 2. 当社は、<u>第7条の規定にかかわらず</u>、<u>単元未満株式に係る株券を発行しない。</u>ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</p> <p>第10条 (単元未満株式についての権利) 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、<u>その有する単元未満株式について</u>、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第8条（単元未満株式の買増し） <u>当社の単元未満株式を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、株式取扱規則に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて1単元の株式の数となるべき数の株式を売渡すべき旨（以下「買増し」という。）を当社に請求することができる。</u></p> <p>第9条（基準日） <u>当社は、毎決算期末現在の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その期の定時株主総会において、株主の権利を行使することができる株主とする。</u></p> <p>2. <u>前項のほか、必要あるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</u></p> <p>第10条（名義書換代理人） <u>当社は、株式につき名義書換代理人をおく。</u></p> <p>2. <u>名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって選定し、これを公告する。</u></p> <p>3. <u>当社の株主名簿および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備えおき、株式の名義書換、単元未満株式の買取りおよび買増しその他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社では取扱わない。</u></p>	<p>(1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> (2) <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u> (3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u> (4) <u>次条に定める請求をする権利</u></p> <p>第11条（単元未満株主の売渡請求） <u>当社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</u></p> <p>< 削 除 ></p> <p>第12条（株主名簿管理人） <u>当社は、株主名簿管理人を置く。</u></p> <p>2. <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u></p> <p>3. <u>当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第11条（株式取扱規則） <u>当会社の株券の種類、株式の名義書換、単元未満株式の買取りおよび買増しその他株式に関する取扱ならびに手数料は、取締役会で定める株式取扱規則による。</u></p> <p>第12条（招集） <u>当会社の定時株主総会は、毎決算期後3ヵ月以内に招集する。</u></p> <p>2. <u>前項のほか、必要があるときは、随時に臨時株主総会を招集する。</u></p> <p>3. <u>株主総会は、京都市もしくは滋賀県蒲生郡蒲生町の当社滋賀工場において開催する。</u></p> <p><新 設></p>	<p>第13条（株式取扱規則） <u>当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p>第14条（株主総会の招集） <u>当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</u></p> <p><削 除></p> <p><削 除></p> <p>第15条（定時株主総会の基準日） <u>当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p>
<p>第13条（招集者） <u>株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により、取締役社長がこれを招集する。</u></p> <p>2. <u>取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。</u></p>	<p>第16条（株主総会の招集権者および議長） <u>株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>2. <u>取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p>
<p>第14条（議長） <u>株主総会の議長は、取締役社長がこれにあたる。</u></p> <p>2. <u>取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。</u></p> <p><新 設></p>	<p><削 除></p> <p>第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） <u>当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第15条（決議の方法） 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、<u>出席株主</u>の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. <u>商法第343条の規定によるべき株主総会の決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。</u></p> <p>第16条（議決権の代理行使） 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、<u>株主総会における議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は、株主総会毎に開会までに、代理権を証する書面を会社に提出しなければならない。</u></p> <p><新 設></p>	<p>第18条（決議の方法） 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、<u>出席した議決権を行使することができる株主</u>の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>第19条（議決権の代理行使） 株主は、当会社の議決権を有する他の株主<u>1名</u>を代理人として、<u>その議決権を行使することができる。</u></p> <p>2. <u>前項の場合、株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</u></p> <p><削 除></p>
<p>第17条（議事録） <u>株主総会の議事については、その経過の要領およびその結果を議事録に記載し、議長および出席した取締役が記名捺印し、その原本を10年間本店に、その謄本を5年間支店に備えおく。</u></p> <p>第18条（取締役の員数） 当会社の取締役は、20名以内とする。</p> <p>第19条（取締役の選任） 取締役は、株主総会において<u>これを選任する。</u></p> <p>2. <u>前項の選任決議については、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを決する。</u></p> <p>3. <u>取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。</u></p>	<p>第20条（取締役の員数） (現行どおり)</p> <p>第21条（取締役の選任方法） 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3. <u>取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第20条（取締役の任期） <u>取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終了の時までとする。</u></p> <p>2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、<u>他の現任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>第21条（役付取締役ならびに名誉会長、相談役および顧問） <新 設></p> <p>取締役会の決議をもって、取締役会長および取締役社長各1名ならびに取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役および取締役相談役若干名を定めることができる。</p> <p>2. <u>取締役会はその決議をもって、名誉会長をおくことができる。</u></p> <p>3. <u>取締役会はその決議をもって、相談役および顧問をおくことができる。</u></p> <p>第22条（代表取締役） <u>取締役社長は、これを代表取締役とする。</u></p> <p>2. <u>前項のほか、取締役会の決議をもって、代表取締役を定めることができる。</u></p> <p>第23条（取締役の報酬および退職慰労金） <u>取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会においてこれを定める。</u></p> <p><新 設></p>	<p>第22条（取締役の任期） <u>取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、<u>在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第23条（代表取締役、役付取締役、名誉会長、相談役および顧問） <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u></p> <p>2. <u>取締役会は、その決議によって取締役会長および取締役社長各1名ならびに取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役および取締役相談役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>3. <u>取締役会は、その決議によって名誉会長を置くことができる。</u></p> <p>4. <u>取締役会は、その決議によって相談役および顧問を置くことができる。</u></p> <p><削 除></p> <p>第24条（取締役の報酬等） <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第25条（取締役会の招集権者および議長） <u>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>2. <u>取締役会長に欠員または事故があるときは、取締役社長が、取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第24条（取締役会の招集） 取締役会の招集の通知は、会日の3日前までに、各取締役および各監査役に発するものとする。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。</p> <p><新 設></p> <p><新 設></p>	<p>第26条（取締役会の招集通知） 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. <u>取締役および監査役的全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>第27条（取締役会の決議の省略） <u>当社は、取締役会の決議事項について、その議決に加わることができる取締役の全員が書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p>
<p>第25条（取締役会規則） 取締役会に関する事項は、法令または本定款に定めのあるもののほか、取締役会で定める取締役会規則による。</p> <p>第26条（監査役の数） 当社の監査役は、5名以内とする。</p> <p>第27条（監査役の選任） 監査役は、株主総会においてこれを選任する。 2. <u>前項の選任決議については、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを決する。</u></p> <p>第28条（監査役の任期） 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終了の時までとする。 2. 補欠として選任された監査役の任期は、<u>退職した監査役の任期の満了すべき時</u>までとする。</p> <p>第29条（常勤の監査役） 監査役は、その<u>互選により常勤の監査役を定める</u>。</p>	<p>第28条（取締役会規則） 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、<u>取締役会において定める取締役会規則</u>による。</p> <p>第29条（監査役の数） （現行どおり）</p> <p>第30条（監査役の選任方法） 監査役は、株主総会において選任する。 2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>第31条（監査役の任期） 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時</u>までとする。</p> <p>第32条（常勤の監査役） 監査役会は、その<u>決議によって常勤の監査役を選定する</u>。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第30条（監査役の報酬および退職慰労金） <u>監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会においてこれを定める。</u></p> <p>第31条（監査役会の招集） <u>監査役会の招集の通知は、会日の3日前までに、各監査役に発するものとす。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。</u> <新 設></p> <p>第32条（監査役会規則） <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款に定めのあるもののほか、監査役会で定める監査役会規則による。</u> <新 設></p> <p>第33条（営業年度） <u>当会社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、その末日をもって決算期とする。</u></p> <p>第34条（利益配当金） <u>当会社の利益配当金は、毎年3月31日最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。</u> <新 設></p> <p>第35条（中間配当） <u>当会社は、取締役会の決議をもって、毎年9月30日最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、商法第293条の5の規定にもとづき、中間配当として、金銭の分配をすることができる。</u></p>	<p>第33条（監査役の報酬等） <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第34条（監査役会の招集通知） <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2. <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p>第35条（監査役会規則） <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p> <p>第36条（社外監査役の責任免除） <u>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>第37条（事業年度） <u>当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</u></p> <p>第38条（剰余金の配当の基準日） <u>当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u> 2. <u>前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>第39条（中間配当） <u>当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第36条（配当金等の除斥期間） <u>利益配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても、なお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">第7章 雑 則</p> <p>第37条（外貨建社債の名義書換代理人） <u>当会社は、外貨建社債につき外国に名義書換代理人をおくことができる。</u></p>	<p>第40条（配当の除斥期間） <u>配当財産がその交付開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその交付義務を免れる。</u></p> <p><削 除> <削 除></p>

以 上

「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」

本総会に当日ご出席願えない場合、インターネットにより議決権を行使することができます。インターネットにより議決権を行使された場合は、同封の議決権行使書をご郵送いただく必要はございません。

議決権をインターネットにより行使されます場合は、下記事項をご確認のうえ、画面の案内に従って行使していただきますようお願い申し上げます。

記

1. ご留意いただく事項

①インターネットによる議決権行使は、当社の株主名簿管理人が開設する議決権行使サイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。なお、本年より、携帯電話を用いたインターネットでも議決権の行使が可能となります。

議決権行使サイト <http://daiko-sb.gcan.jp>

インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」と「パスワード」が必要となります。

②インターネットと議決権行使書の郵送により、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきますので、ご了承ください。

③インターネットによつて、複数回数、議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

④議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用は、株主様のご負担となりますので、ご了承ください。

⑤インターネットによる議決権行使は、株主総会前日（平成18年6月22日）24時まで可能ですが、議決権行使結果の集計上、お早めに行使していただきますようお願い申し上げます。

[次頁に続く]

2. お手続きの方法

①当社の株主名簿管理人が開設する次の議決権行使サイトにアクセスしてください。

・議決権行使サイト <http://daiko-sb.gcan.jp>

次の「QRコード」からも議決権行使サイトにアクセスいただけます。
バーコード読取機能付き携帯電話で、次の「QRコード」を読み取り、
議決権行使サイトに接続してください。（操作方法につきましては、
各携帯電話の取扱説明書をご確認ください。）

議決権行使サイト接続用QRコード



(注) 「QRコード」は、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

②株主様の確認のため、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」と「パスワード」をご入力の上、画面の「ログイン」ボタンをクリックしてください。

③同封の議決権行使書用紙に記載の「パスワード」は仮のものであり、株主様以外の第三者による不正なアクセスや議決権行使内容の改ざんを防止するため、株主様の任意の「新パスワード」に変更していただきます。画面の案内に従ってご入力の上、画面の「設定」ボタンをクリックしてください。

「新パスワード」は、本総会の議決権行使期間中、議決権行使サイトへ再度ログインする際に必要となります。お忘れになった場合でも再発行はいたしかねますので、ご注意ください。

④画面の案内に従って、議決権を行使してください。

[次頁に続く]

[システム環境について]

議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

- (1) インターネットにアクセスできること。
- (2) パソコンによるインターネット接続の場合
 - ① インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、インターネット・エクスプローラー（Internet Explorer Ver. 5.0以上）、またはネットスケープ・コミュニケーター（Netscape Communicator Ver. 4.5以上）を使用できること。
 - ② ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアを使用することができること。
 - ③ 招集通知の添付ファイルを参照するためのソフトウェアとして、アcrobatリーダー（Acrobat Reader Ver. 4.0以上）を使用できること。

(注) Internet Explorerはマイクロソフト社の、Netscape Communicatorはネットスケープ社の、Acrobat Readerはアドビシステムズ社の、それぞれ登録商標です。

- (3) 携帯電話によるインターネット接続の場合

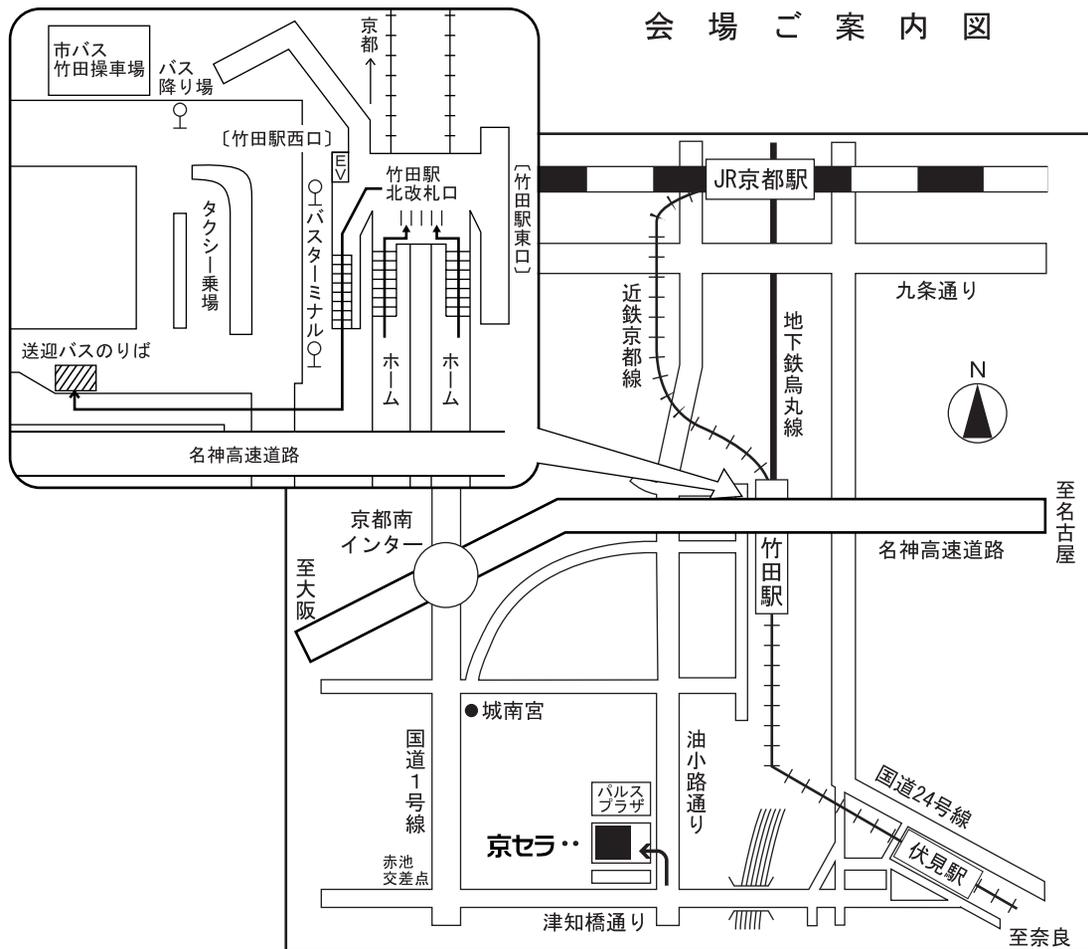
- ① ご使用の機種が、SSL通信（暗号化通信）が可能な機種であること。
- ② 以下のサービスのご利用が可能であること。
 - ・EZweb（WAP2.0ブラウザ搭載機種）
 - ・iモード
 - ・Vodafone live！

(注) EZwebはKDDI株式会社の、iモードは株式会社NTTドコモの、Vodafone live！はVodafone Group Plcの、それぞれ登録商標です。

以 上

議決権行使サイトのご利用に関するお問い合わせ先
株式会社だいこう証券ビジネス 証券代行部（ITヘルプデスク）
電話（フリーコール）0120-911-860（24時間受付）

会場ご案内図



○交通機関

- ・地下鉄烏丸線または近鉄京都線「竹田駅」から送迎バスを運行いたします。
4番出口（北改札口を出て西口側）から乗車場所へ係員のご案内いたします。
（お願い）送迎バスは午前9時から順次出発いたします。交通渋滞等により会場まで時間を要する場合がありますので、余裕をもってお越しください。
- ・「竹田駅」から徒歩の場合は約18分。路線バスをご利用の場合は、「パルスプラザ前」下車。
- ・近鉄京都線「伏見駅」から徒歩の場合は約15分。

○車でお越しの方は、上記案内図の矢印の方向から構内に入り、地下駐車場をご利用ください。